

ヤングケアラー支援における学校等の役割について

1. ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。

一般的に、児童、生徒及び学生等（以下、「児童生徒等」という。）が家庭内での役割として担う「お手伝い」と比較して、ヤングケアラーは、児童生徒等の年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っています。

図表 1-1：ヤングケアラーの例

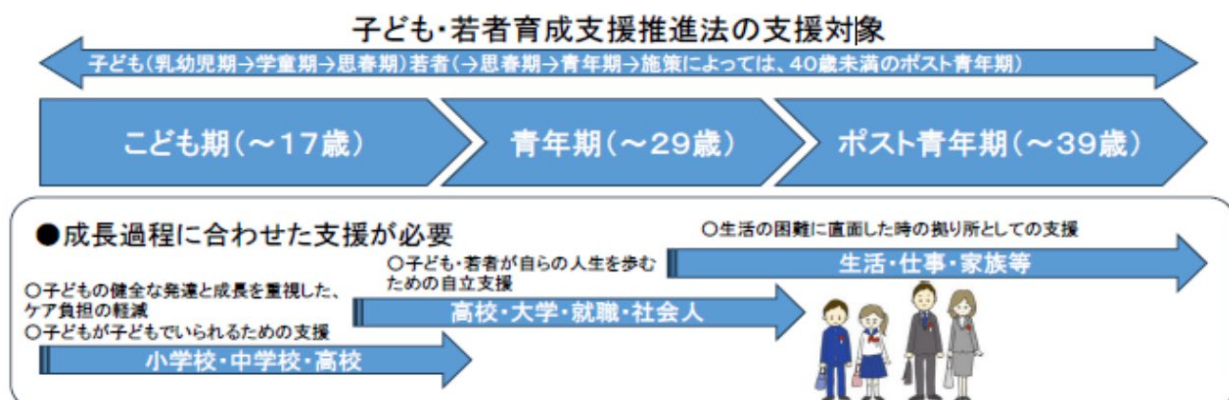


（「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋）

2. ヤングケアラー支援の対象年齢

国・自治体等の支援の対象となる年齢は 30 歳未満（状況によっては 40 歳未満）となり、子供から大人へと移行する過程での切れ目のない支援が求められています。

図表 1-2：ヤングケアラー支援の対象年齢イメージ



（「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋）

3. ヤングケアラーへの支援

①気づき

教職員は、児童生徒等と日常的に接する機会があることから、児童生徒等の些細な変化（例：登校状況や生活態度の変化等）に気づくことが可能です。

また、スクールソーシャルワーカーは福祉の観点から、スクールカウンセラーは心理の観点から、児童生徒等の抱える課題に対し、専門的な支援と助言を行う中で、家庭内での児童生徒等の役割や状況に気づく場合もあります。

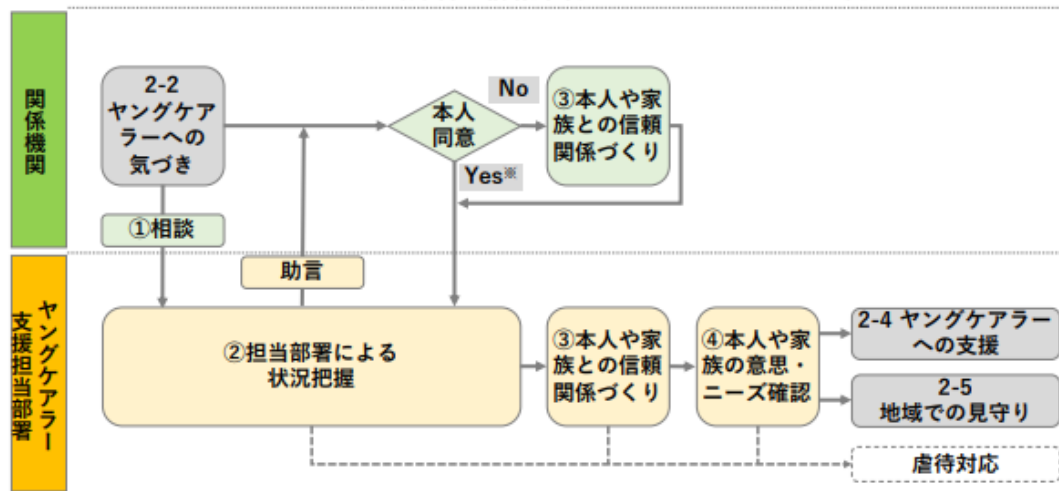
さらに、ヤングケアラー支援担当部署において、ヤングケアラーを把握するために、例えば、アンケート調査や教員等による児童生徒等との面談等、支援担当部署から学校に協力を求められる場合があり、必要に応じて連携することが重要です。

②情報集約

ヤングケアラーに対する支援に当たっては、事態の深刻化を予防する意味でも、「ヤングケアラーかもしれない」と気づいたときにそのままにしないことが重要です。

児童生徒等の同意が得られておらず、個人情報を出せなければならない場合であっても、学校等だけで問題を抱えずに、その時点で把握している情報（個人情報を除く）を基に、ヤングケアラー支援担当部署に今後の対応等を相談する必要があります。その際、例えば、スクールソーシャルワーカーからこども家庭センター等に相談すること等が考えられます。

図表 2-9：ヤングケアラーに気づいた後、
ヤングケアラー担当部署に情報集約をするまでの一般的な流れ



※ 関係機関から直接こどもの居場所やサロン等につなぐ場合も考えられる

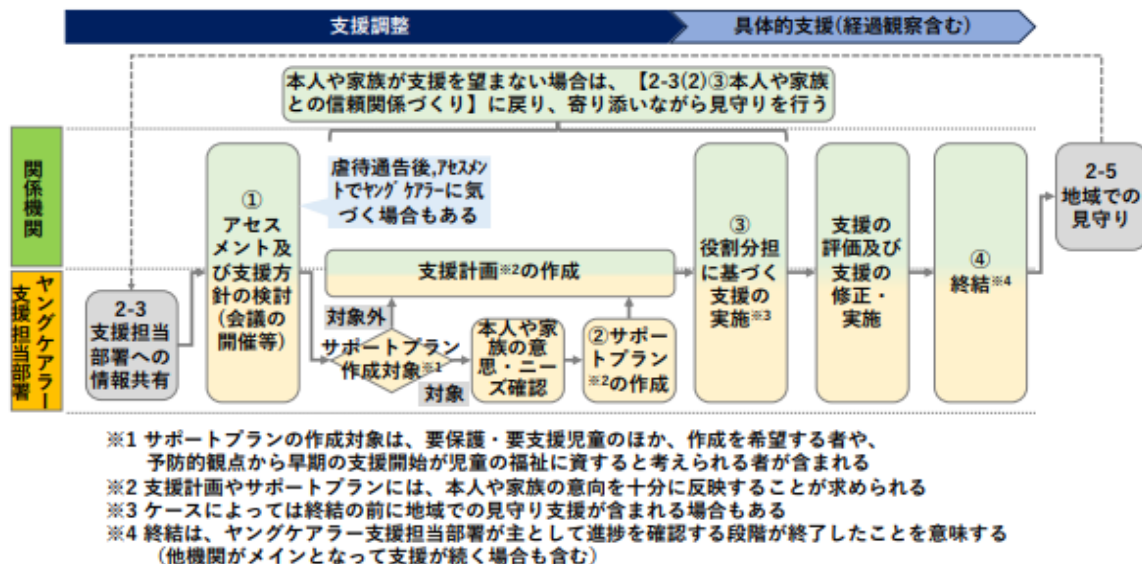
（「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋）

③支援

児童生徒等は、子供の頃から長期にわたって家族のケアを担うことにより、学校に通えずに勉強する機会が失われたり、友達との十分な関わりが持てなかったりすることで、社会生活を円滑に営む上での困難や、ケアが終わった後に生きづらさを感じる場合があります。

学校等においては、ヤングケアラー支援担当部署を含む関係機関と連携して、個別の学習支援等、必要な支援を実施することが求められます。

図表 2-15：関係機関からの情報共有後、支援につなげるまでの一般的な流れ



（「ヤングケアラー支援ガイドライン」より抜粋）

④見守り

ヤングケアラーへの支援が終了した後も、当該児童生徒等がおかれている状況等に変化が生じる可能性があるため、学校等においても日頃から見守りを行うことが求められます。

また、児童生徒等の進学等により、ライフステージに変化が生じる場合は、切れ目なく見守りがなされるよう、引継ぎ等を行うことが重要です。

【参考】ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）

<https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/government-public/information/youngcarer-guidelines.html>



【参考】学校教職員向け動画「先生の“気づき”を待っているこども達がいまヤングケアラー支援につなげるために」

◆全国教員研修プラットフォームへのログイン

<https://www.nits.go.jp/service/plant/>



「ログイン ID」「パスワード」が付与されていない方は、「ゲストユーザ登録」を行ったうえで、ログイン